

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

経済産業省²

(2) 関連調査等対象機関

121 市町村

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

4 調査実施時期

令和5年6月～6年3月

ただし、管区行政評価局を動員した調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和4年度中に、実地調査における関連調査等対象機関（実地調査する市町村）の選定資料等として活用することを目的として、「太陽光発電に関する基礎調査」（太陽光発電設備の認定件数上位の24都道府県³の全943市町村を対象とした書面での調査（861市町村から回答）。以下「基礎調査」という。）を実施した⁴。実地調査は、基礎調査の回答があった市町村における太陽光発電設備に係る未解決のトラブル等の存在や条例の制定等の状況及び風力発電設備に係る条例の制定等の状況を踏まえて121市町村を選定し、令和5年6月から6年3月まで実施した。

² 経済産業局については、上記4記載の実地調査対象市町村が所在する経済産業局（北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局、中国経済産業局、九州経済産業局）を対象とした。

³ 経済産業省（資源エネルギー庁）が公開している「情報公表用ウェブサイト(※)」に掲載された「A表 都道府県別認定・導入量（令和4年6月末時点）」における、10kW以上の太陽光発電設備の認定件数（新規認定件数）による。(※) <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>

⁴ 基礎調査では、10kW以上の太陽光発電設備を対象とし、10kW未満の太陽光発電設備は対象から除いた。